

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）許可申請料金表

あおば行政書士事務所

令和2年4月1日

◆ 産業廃棄物収集運搬業許可申請（新規）（税別）

申請先（都道府県庁）	基本報酬
・ 埼玉県若しくは東京都（交通費、通信費込み）	¥90,000
・ 東京都+埼玉県（交通費、通信費込み）	¥150,000
・ （東京都+埼玉県）+ 関東1県（交通費、通信費込み）	¥230,000
・ （東京都+埼玉県）+ 関東2県（交通費、通信費込み）	¥300,000
・ （東京都+埼玉県）+ 関東3県（交通費、通信費込み）	¥360,000
・ （東京都+埼玉県）+ 関東4県（交通費、通信費込み）	¥410,000
・ 関東1都6県全て（交通費、通信費込み）	¥460,000

※都県への申請手数料（法定費用）は、各都県とも¥81,000円となります。

※公的書類の発行手数料（印紙代）は別途申し受けます。

※甲信越（山梨・長野・新潟）、南東北（福島・宮城・山形）は別途お見積り致します。

◆ 産業廃棄物収集運搬業許可申請（更新）（税別）

申請先（都道府県庁）	基本報酬
・ 埼玉県若しくは東京都（交通費、通信費込み）	¥90,000
・ 東京都+埼玉県（交通費、通信費込み）	¥150,000
・ （東京都+埼玉県）+ 関東1県（交通費、通信費込み）	¥230,000
・ （東京都+埼玉県）+ 関東2県（交通費、通信費込み）	¥300,000
・ （東京都+埼玉県）+ 関東3県（交通費、通信費込み）	¥360,000
・ （東京都+埼玉県）+ 関東4県（交通費、通信費込み）	¥410,000
・ 関東1都6県全て（交通費、通信費込み）	¥460,000

※都県への申請手数料（法定費用）は、県は¥73,000円、都は¥42,000円となります。

※公的書類の発行手数料（印紙代）は別途申し受けます。

※甲信越（山梨・長野・新潟）、南東北（福島・宮城・山形）は別途お見積り致します。

◆ 産業廃棄物収集運搬業届出（変更）（税別）

業務内容	基本報酬
・ 変更届出事項1件/県	¥7,000
・ 変更届出事項複数件/県	¥12,000

※公的書類の発行手数料（印紙代）および通信費（郵便代）は別途申し受けます。